

平成25年7月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年7月18日〔木曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	河本アツミ
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 農業協同組合の選任委員並びに小委員会委員の選任について（報告）

第3 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○会長

皆さん、おはようございます。毎日暑い日が続いております。

この天気でも稲も色づき、いよいよ、稲刈りも本格的になってくるだろうと思います。

まだまだ暑い日が続きますが、熱中症には十分注意して、農作業を行っていただきたいと思います。

それでは、これより7月の定例会を始めますが、先月お知らせしたように、農協の選任委員の長田委員が辞職したため、新たな委員が選任されました。

後ほど報告を行いますが、やっと我々西之表市農業委員会にも初の女性農業委員誕生ということになりました。

先月の県の会長、局長会議におきましても、次の改選時の折には1名以上の女性農業委員の登用をお願いするということで、そういう決議をしたところです。

今回それに沿った形で女性委員が誕生し、大変喜ばしく思っております。

今後、皆様方の温かい御支援、御指導をよろしくお願いいたします。

○事務局

西之表市農業委員会会議規程第4条の規定によりまして、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

○議長

本日は、全員の出席であります。

農業委員会法第21条第3項の規定により、ただいまから平成25年7月の定例総会を開催いたします。それではこれより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員については、14番の瀬川委員と1番の小倉委員を指名いたします。

また、会議書記には、事務局職員の内田君を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、種子屋久農協の選任委員並びに小委員会委員の選任について報告をいたします。

先程あいさつの中で述べましたように、種子屋久農業協同組合から国上中目の河本アツミさんの推薦を受けまして、7月8日に私と局長立ち会いのもとで、市長より選任委員としての辞令が交付されたことを報告いたします。

なお、担当地区につきましては、安納出身ということですので、安納地区を担当していただきまして、私が安城、立山地区を担当したいと思います。

また長田委員は小委員会の委員でありました。これにつきましては、7番委員の古田委員を推薦したいと思います。以上で日程第2の報告を終わります。

ここで、河本委員に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○5番委員

今回新しく農業委員になりました河本です。本当に何も解らないままここに座っております。今後は皆様の足を引っ張らないように勉強して、農業委員として一生懸命頑張って行く決意ですので、ご指導をよろしくお願い致します。

○議長

ありがとうございます。

農協理事と農業委員ということで、大変だと思いますがよろしくお願い致します。

○議長

続きまして、日程第3議案第1号農地法第3条に係る許可申請についてを議題したいと思います。事務局より議案説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号、農地法第3条許可申請についてを説明します。資料は1ページになります。今月は、所有件移転1件、賃借権設定2件で合計3件の申請がありました。

番号1番。安納の焼酎工場北側の圃場整備をした地区の土地です。

台帳現況地目は畑の1筆で面積が2737平米を賃貸借により5年間、貸借するものであります。

番号2番。伊関浜脇地区の県道を伊関から国上に向かって進み、浜脇橋を過ぎて緩やかに左カーブしたところの右の圃場整備をした土地であります。

台帳現況地目は、畑の1筆で面積2986平米を賃貸借により5年間貸借するものであります。

1番、2番とも借りる方は同じ人で、新規就農者です。

現在経営面積は0平米ですが、借り受けを行った後の経営面積は1、2番合わせて5723平米となり、下限面積の5反を超えます。

番号3番。現和武部地区の圃場整備をした土地です。台帳現況地目が畑3筆で面積3998平米を、親から子へ贈与により所有権移転するものであります。

以上本件1番から3番までは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、関連いたしまして、それぞれ担当委員の方から現地調査等を踏まえた説明を求めます。

番号1につきましては、今回まで私が担当委員ということで報告をさせていただきます。7月16日に、私と今度担当していただく河本委員と貸人、借人、また、借人が新規就農ということでございまして、この借人のお父さんという方が、兼業農家をしておりまして、その方も一緒に来ていただき意思の確認をしたところです。

借人は、貸人のお孫さんにあたる方でございます。

まだ19歳ということですが、家庭の事情もあり実家に残っているところです。

畑自体は、双方確認してこの申請どおり間違いないのですが、新規就農で19歳ということでしたので、その辺のことを聞き取りいたしました。

本人としては、兼業農家の父親の手伝いもしながら農業をやりたいということで、今回申請をしたところです。

農機具に関しましても、お父さんが十分所有していますので、お父さんが指導をしながら農業をやっていくということでございます。また、豆類も作りたいということをお父さんから聞いております。申請どおり間違いないということで判断をいたしました。

以上で終わります。

○7番委員

7番です。整理番号2番について説明いたします。

ただ今会長から説明があった同じ借人です。

貸人は、1人で農業しているため規模を縮小したいということでした。

7月16日の朝に貸人の家に出向きまして、圃場の確認いたしましたけれども、借人が兼業農家で仕事があるということで、電話で確認をしました。

また、本人の意思については先ほど説明があったとおりでございますけれども、私のほうから借賃のことについて、訂正をお願いしたいと思います。

資料には10アール当たり〇〇〇円とありますが、畑かん設備があるということで、反当〇〇〇円に変更したいということでした。これはもう、双方に確認を取りましたので、訂正をお願いしたいと思います。以上です。

○8番委員

8番です。整理番号3について、報告いたします。

親子間の譲与ということでの申請でございます。3筆とも武部地区内の畑です。

7月12日に譲渡人と現地をまわり確認しております。去る5月の定例総会においても、7筆の贈与申請をしております。よろしく、審議をお願いします。以上です。

○議長

議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がございました。

それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がございました。それでは採決をいたします。

議案第1号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、全員の賛成でありますので、議案第1号農地法第3条に係る許可申請の整理番号1番から3番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号農地法第5条に係る許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

資料は2ページになります。今日は、一般住宅2件の申請がありました。

まず番号1番です。下西上石寺地区の印刷会社の国道向かい側の土地であります。

土地の所在は、西之表字小谷の地番〇〇〇の1筆で、台帳現況地目とも畑で、面積は297平米であります。

申請理由としましては、現在借家住まいで、申請地を父から譲り受け自己の住宅を建築したいということであります。

土地の条件は、農振農用地区外であり住宅が連続している区域で農地規模が10ヘクタール未満の区域内の農地で、第2種農地と判断されます。周辺は耕作放棄地となった田と住宅が2件あり、転用による被害はないと判断されます。

次2番です。榕城の野首地区の歯科医院の向かい側の土地です。

所在は西之表字野首、地番〇〇〇の1筆で台帳現況地目とも畑で面積は336平米です。

申請理由としましては、現在借家住まいですので申請地を母から譲り受け、自己の住宅を建築したいということです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり住宅が連たんし、宅地化の状況が一定の程度に達している区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。

また、申請地の周辺は三方が宅地で一方が譲渡人の82平米の畑で、そこへの被害もなく転用は問題ないと判断されます。委員の皆様の御審議よろしく申し上げます。

○議長

はい、この件につきましては、昨日現地調査が行われております。

調査委員になられた皆様、御苦勞様でした。それでは、調査委員長の説明をお願いいたします。

○11番委員

11番です。農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1について説明をいたします。

昨日、私と局長、係長、12番の下園委員、担当の石寺委員の5名で現地調査をいたしました。

今事務局から説明があったとおり、譲渡人と譲受人の関係は親子で、場所は上石寺の国道を挟んで、印刷会社の前あたりの道下になります。

面積が297平米の1筆の畑で、そこに〇〇坪の住宅を建築したいという申請であります。この地域は、周りに住宅が点在している地域でございます。

共同の排水溝も通っており、生活排水や浄化槽に関しても問題はないということで、認めて良いのではないかとという調査員全員の意見でした。

次は、整理番号2番について説明をいたします。先程と同じく事務局2人と私と下園委員、担当の南委員の5名で現地調査をいたしました。

先程同様譲渡人、譲受人は親子であります。場所は、野首の歯科医院の前になります。地積が336平米の1筆の畑で、ここに〇〇坪の住宅を建築したいという申請であります。

この地域も周辺は住宅地で、周りに迷惑をかけることもないという意見で、調査員全員の意見の一致を見たところです。審議をよろしく申し上げます。

○議長

はい、ありがとうございます。ただいま調査委員長の方から報告がございました。担当委員の方から何か補足説明があればお願いをいたします。

○10番委員

10番です。ただいま事務局並びに調査委員長より詳しい説明がありました。この地域は、排水側溝もしっかり整備されており、何ら問題はないと思います。

○13番委員

13番です。調査委員長の方から詳しく説明がございましたので、特にございません。

○議長

それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

議案第2号農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成でありますので、議案第2号農地法第5条許可申請の番号1番、2番につきましては許可相当とし、意見を県農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号の非農地証明願いについてを議題といたします。

この件につきましても、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。

○11番委員

11番です。昨日、局長、係長、私と12番の下園委員と、担当の小倉委員の5名で現地調査をいたしました。

申請人は千葉に在住の方で、今帰ってきているところでした。それで、申請人立ち会いのもと調査を行いました。

申請地は、住吉の形之山で現況は原野です。地積が181平米の1筆であります。道路の手前の土地は山林であり、農地への道路もなく、ここを再生するのは非常に困難であり、耕作する見込みもないという申請人からのお話がありました。そういう理由で、申請の許可をしても良いという皆さんの意見の一致を見ております。審議をよろしくお願ひします。非農地証明の整理番号2番について、説明をします。ここも、同じく私たち4名と担当の日笠山委員の5名で現地調査をいたしました。申請人は、国上に在住で、この申請地は先月の定例総会の5条申請を出した土地であります。場所は、国上寺之門地域の2筆で631平米であります。現況は、雑木が茂り竹林になっております。この土地は、当初1枚でしたが道路で分断された残地であるということです。そうゆう状況ですので、ここを再生して耕作することは困難であると見込まれ、許可してもいいのではないかという調査員全員の意見でありました。よろしくお願ひします。

○議長

ただ今、調査委員長から議案第3号につきまして説明がございました。続きまして、地区担当委員の方から説明があればよろしくお願ひいたします。

○1番委員

1番です。調査委員長から詳しく説明があり特に付け加えることはありません。以上です。

○2番委員

2番です。同じく調査委員長の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長

ただいま、担当委員の方からも説明がございました。それでは質疑に入ります。意見のある方は、挙手をお願いいたします。

○議長

ただいま、異議なしの声がございました。これより採決をいたします。議案第3号非農地証明願ひの整理番号1番、2番につきましては承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第3号非農地証明願ひの整理番号1番、2番につきまして、承認することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号あっせんについてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号あっせんについて説明します。資料は5ページになります。

今月のあっせん申し出は売りたいの案件が1件であります。場所は安城川脇地区です。地番は、安城字長迫〇〇〇で、台帳現況地目は畑、面積は4540平米であります。地籍調査で1筆に合筆しましたが、現状は2枚の畑となっております。

昨年の今ごろまで、さつまいもを作っていましたが、今は作っていないということであります。現在は荒れないように保全管理をしているとのことであります。

売買希望価格としましては、標準額ということであります。

場所が安城地区でありますので、あっせん委員は担当の4番日高委員と場所に近い8番の浦口委員をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの事務局の説明に対しまして、何か質疑等はございませんか。

○議長

無いようですのであっせんを依頼された委員の皆様方よろしくお願いいたします。

○議長

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号、農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について説明します。

最初に昨日申請の変更がありましたので、資料の訂正をお願いします。まず1-11ページをお開きください。3筆の貸借であります。1筆目の現和猪ノ子の土地は今回借りないということですので1行削除してください。

これに伴いまして、1-12ページの左側の農地面積が5521となっております、ここが4708になります。これも訂正をお願いいたします。

これに伴って、1-1ページと1-2ページが同じように訂正が出てきております。

それでは、説明をいたします。利用権の設定であります。

1-1ページをお開きください。期間が平成25年8月1日から平成30年7月31日の5年間、地目畑、面積10582平米で、うち更新分10582平米、利用権の設定をする者4人、受ける者2人です。

2段目です。期間が平成25年12月1日から平成30年11月30日の5年間、地目畑、面積4708平米、うち更新分4708平米で利用権設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人です。

3段目です。期間が平成25年8月1日から平成35年7月31日の10年間、地目畑、面積の7457平米、うち更新分7457平米、利用権の設定をする者の数2人、利用権の設定を受ける者1人です。

次に1-2ページをお開きください。計画総括表です。

1番、現和に住まいの87歳の方の畑1筆、面積808平米を現和の認定農家の方が、

賃貸借で5年間借り受けるものであります。

2番、榕城に住まいの65歳の方の畑1筆、3469平米を現和の認定農家の方が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

3番、大阪府にお住まいの64歳の方の畑、3357平米を榕城の農業生産法人が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

4番、中割にお住まいの83歳の方の畑1筆、2948平米を榕城の農業生産法人が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

5番、榕城にお住まいの66歳の方の畑、5251平米を現和の認定農家の方が賃貸借で10年間借り受けるものであります。

6番、現和にお住いの91歳の方の畑、2206平米を現和の認定農家の方が賃貸借で10年間借り受けるものであります。

7番、現和にお住まいの74歳の方の畑2筆、4708平米を榕城の農業生産法人が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

内容については、1-3ページから1-12ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転であります。2の1ページをお開きください。

今回は、1件の申請がありました。平成25年7月25日に所有権移転をしようとするものであります。榕城に住まいの方で、田2筆763平米であります。

詳細につきましては、2-3から2-4ページをご覧ください。

以上全ての件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査をしました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局より議案第5号につきまして説明がありました。初めに、利用権の設定についての審議を行いたいと思います。担当委員の説明をお願いいたします。

○8番委員

8番です。利用件の設定整理番号1番、2番につきまして、御報告をいたします。

番号1番ですが、この畑は現和上之町の保育園から庄司浦の方向へ向かって50メートル程度行ったところの畑であります。畑1筆、面積が808平米。

貸人は榕城在住の方で、借人は現和西俣の酪農家の方です。7月11日に借人と現地を見て確認をいたしております。現地は牧草を作っております。

続きまして、整理番号2番です。貸人は、整理番号1番の貸人の息子さんで、借人は、同じく西俣の酪農家の方です。場所は1番の場所から20メートル程度離れたところであります。以上です。

○11番委員

11番です。整理番号3番について、説明をいたします。

13日に借人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。貸人の方は大阪に在住です

ので、電話で確認をいたしました。借人は、岳之田の農業生産法人であります。

申請地は、安城中割の畑2筆であります。現在は、安納いもを作付けしておりました。これは、継続の申請であります。

続きまして、整理番号4番について説明をいたします。貸人は、83歳で中割にお住いの方であります。借人は、先程と同じ榕城の農業生産法人です。

ここも13日に借人立ち会いのもと調査いたしました。申請地は、安城中割で番号4番の隣の1筆の畑であります。ここも安納いもを作付けをしておりました。

双方に確認をいたしましていたところを、申請通り間違いございませんでした。

審議をよろしく申し上げます。

○12番委員

12番です。整理番号5番、6番、7番について報告をいたします。

14日と16日に借人立ち会いで現地を確認しました。

5番、6番につきましては、西俣の44歳の酪農家の方です。現在、申請地には飼料、青果用いもが作付けされています。

7番の申請地は、現和庄司浦近くの畑であります。借人は、西俣の方で農業生産法人として大規模経営をしている方です。現地を確認しましたところ、青果用いもを植え付けておりました。申請通り間違いございません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。ただいま利用権の設定につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

それでは質疑に入ります。皆様方の意見を求めます。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、ただいま異議なしの声がありました。それでは採決いたします。

利用権の設定、整理番号1番から7番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定、整理番号1番から7番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

次は、所有権の移転につきまして審議をしたいと思っております。担当委員の説明をお願いいたします。

○3番委員

3番です。譲渡人、譲受人とも〇〇〇集落に在住する方でございます。

譲受人は、年齢が20歳で農大を卒業して、今度新規就農するということです。

この農地は、先月もこの隣接した土地の申請がありましたが、その所有権の移転を受

けて、さらに今回あがってきた763平米の田についても、所有件の移転をおこなって先月分と合わせて、一枚に区画整理をする計画であります。

しかし、地形に段差がありますので、甲女川の河川工事で出た残土をりょうして、できるだけ一枚の平坦な畑にしたいということです。

ただ、まだ地形変更の申請をされていません。それを今月中に申請をするということでございます。

また、所有件移転を受ける本人は、両親と朝から晩まで一生懸命営農に励んでおります。何ら問題はありません。

○議長

それでは、質疑に入ります。皆様の意見を求めます。

質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がございました。これより採決をします。

所有件の移転、番号1番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員賛成ですので、所有権の移転、整理番号1番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。


以上をもちまして、本日の議案審議はすべて終了いたしました。

平成25年7月18日

会 長

田 高 弘 三 

14番委員

瀬 川 廣 夫 

1番委員

小 倉 伸 一 